

司書補の学歴要件の拡大(社会教育法等の一部を改正する法律案)

● 主管課(課長名)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課(課長:平林 正吉)

● 関係課(課長名)

● 施策目標及び達成目標

施策目標 1-1 生涯を通じた学習機会の拡大

高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。

● 規制の概要

現在、司書補の資格要件は、①司書の資格を有する者、②高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で法律に規定された司書補の講習を修了した者のいずれかに限られている。

今般、司書補の学歴要件について、「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者」を学校教育法第90条第1項の規定により「大学に入学することのできる者」と改正することで、対象範囲を拡大する。【規制緩和】

● 規制の必要性

司書補の資格としては、従来から①学歴要件により担保される高等学校卒業程度以上の基礎的教養と、②司書補の講習等により担保される専門的知識により規定されている。

この学歴要件については、現行規定では、高等学校卒業程度と同水準のものとして、中等教育学校を卒業した者のほか、高等専門学校第三学年を修了した者としている。

しかし、他方、学校教育法においては、大学入学資格として、高等学校卒業程度と同水準の者について、「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」として、「高等学校卒業程度認定試験に合格した者」等について規定している(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条)。これらの者について、司書補の資格要件として、一定の学力要件により高等学校卒業程度以上の基本的教養を有することを認めることに支障はなく、むしろ多様な学習機会により同水準と認められる学習歴を資格要件として認めることは、生涯学習社会の実現を目指す本法の理念にも適うものである。

また、中央教育審議会答申素案(平成20年1月23日)においても、「司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である」と指摘されているところである。

以上を踏まえ、司書補の学歴要件について、「学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者」と改め、司書補の学歴要件を緩和することが必要である。

● 規制の便益分析

【規制を緩和することにより得られると見込まれる便益】

直接便益: 高等学校卒業程度認定試験の合格者等についても、図書館法第6条に基づく講習を受講すれば司書補となる資格を有することになる。

社会便益: 高等学校卒業程度認定試験の合格者等についても、図書館法第6条に基づく講習を受講すれば司書補となる資格を有することになり、より多様な人材が図書館において活躍することが見込まれる。

【規制を緩和することにより軽減することができると見込まれるリスク】

リスク: 高等学校卒業者と同等の資格を持つ「高等学校卒業程度認定試験」合格者が資格対象から外れることがなくなることから、大学入学資格とのバランスを確保することができる。

●規制の費用分析

司書補の学歴要件の拡大により見込まれる費用については、以下の通り。

【遵守費用】

規制緩和を行うものであり、特段発生しないと考えられる。

【行政費用】

特段発生しないと考えられる。

【社会的費用】

特段発生しないと考えられる。

上記のように、本規制緩和に伴う便益は高く、また費用の増加はほとんど想定されないことから、本規制緩和を実施することは適切であると考えられる。

●想定できる代替手段との比較考量

代替手段としては、司書補の学歴要件を撤廃することが考えられる。しかしながら、図書館に置かれる専門的職員である司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校外の自主的な学習の支援等の新しいニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。

したがって、司書補としての業務を適切に遂行していくためには、高等学校卒業程度以上の基礎的素養が必要であり、撤廃は適当ではないと考えられる。

●審議会等における検討結果および有識者等の見解

（中央教育審議会生涯学習分科会 答申素案 平成20年1月23日）

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（仮称）

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方ー生涯学習・社会教育の再構築

（3）生涯学習振興行政・社会教育行政の推進を支える人材

（司書等の在り方）

- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。

（文部科学省政策評価に関する有識者会議委員の意見）

平成20年2月5日～12日意見聴取

- ① 本規制により、地域の人々にとって重要な学習機会を提供している図書館が一層発展し、活性化するように、国として努力していただきたい。
- ② 評価結果の記載については、項目を設けるなど工夫すべきである。

●レビューを行う時期

●備考